

# いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進める。

### いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2. 校内体制について

### ○児童理解の会（毎月1回）

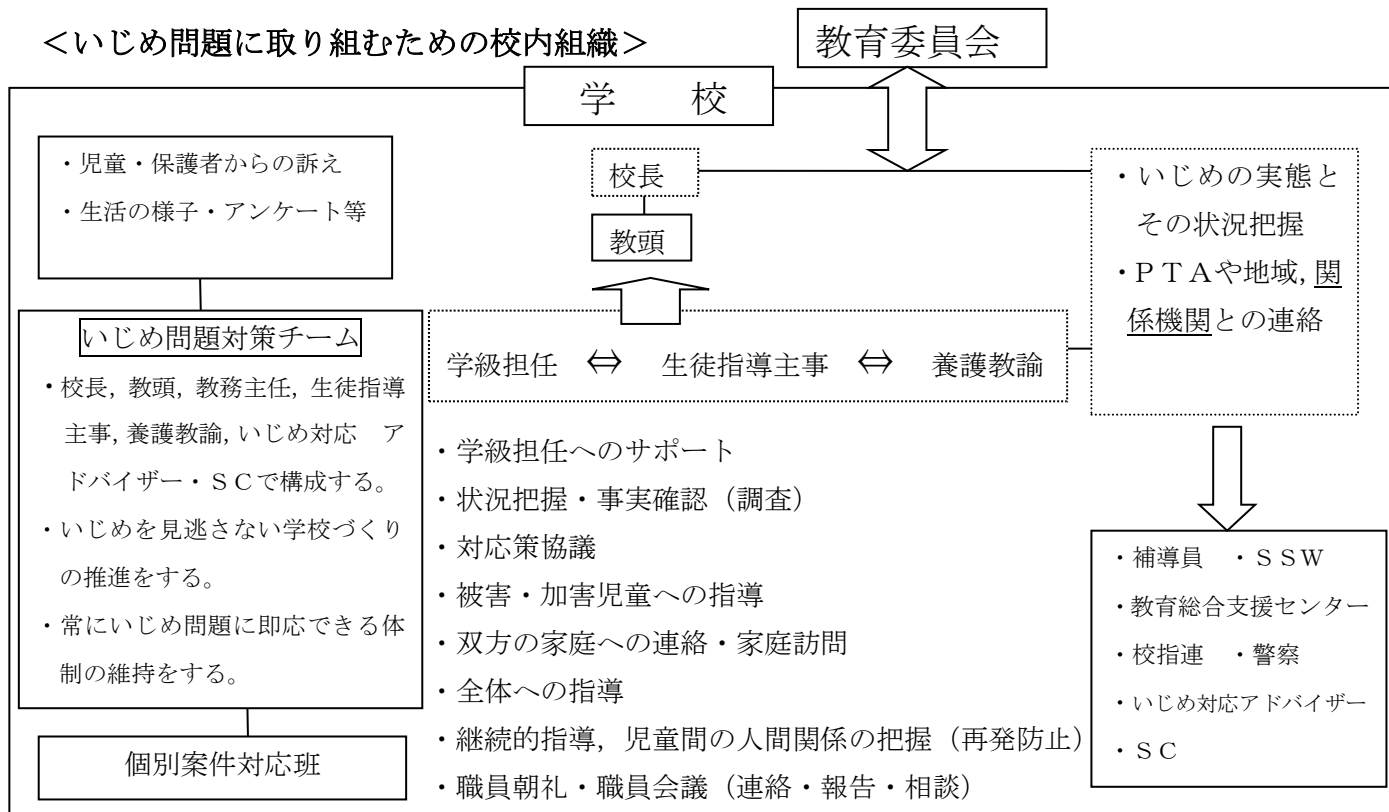
全職員で学校の様子や問題傾向を有する児童について、情報交換し対応を話し合う。

### ○いじめ問題対策チーム（常設）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、いじめ対応アドバイザー、SC

- ・「三谷小学校いじめ防止基本方針」の策定と教職員、児童、保護者、地域に対する周知
- ・未然防止の推進など「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個人面談や相談の状況把握、集約
- ・いじめアドバイザー、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- ・いじめ問題発生時における情報の詳細な収集・共有や具体的な対応策の検討
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

### <いじめ問題に取り組むための校内組織>



全ての児童に対して人権教育や市民性教育を行うことを通して、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つよう働きかける。

①多様性に配慮し、均質化のみに走らない学級づくりを目指す

教室や学校に、異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童がお互いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。

- ・日々の授業
- ・異学年交流や異学年との授業
- ・他校との交流
- ・地域との交流

多様な考えに触れ、認め合えるような機会をつくる

②児童の人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築けるようにする

学習以外にも、児童が興味を抱くこと、好きになれること等を学校生活において提供できるよう努め、児童が自分でやろうとすることが認められ、応援してもらっていることを実感し、学校や学級に居場所があると感じられるようにする。

- ・行事
- ・クラブ活動

児童自身が目標を持ち、実現に向けて行動できる機会をつくる

③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

児童が、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することができるようにする。

- ・縦割り活動
- ・学級の係活動
- ・児童会活動

児童自身が考え、友達と協力できる機会をつくる

④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

困ったときや悩みがあるときに、児童が甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」（大人になること）へと踏み出す1歩であることを理解し、「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築いていく。

- ・自殺予防教育
- ・いのちの教育

援助希求を表出できるよう学ぶ機会をつくる

#### 4. いじめの未然防止教育

いじめの未然防止のために、いじめを生まない環境づくりと児童がいじめをしない態度や能力を身に付けるよう働きかけていく。

①いじめる心理から考える未然防止教育

いじめはよくないとほとんどの児童が理解しているが、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけていく。

- ・道徳や学級活動で、実際の事例などの教材をもとに児童同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。
- ・いじめの加害者の心の深層には不安や葛藤・劣等感・欲求不満等の感情が潜んでいることがあること

や、自分の行動に無自覚である場合があることを理解し、丁寧な内面理解に努める。また、養護教諭やSC等と連携し、児童が自分の感情に気づき適切に表現することや、自己理解・他者理解を促進する授業を学級活動や保健体育等で取り入れていく。

#### ②いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではないことを理解し、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の中から「仲裁者」や「相談者」が現れるような学級づくりを行う。

- ・学級担任が、いじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努め、担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- ・道徳や学級活動で、事例をもとに検討したり、ロールプレイをしたりする活動を行うことを通して、いじめは学級全体の問題であることを捉え、「傍観者」が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促すような取組を行う。

#### ③いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

いじめは、人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという自覚を持つように働きかける。

- ・発達段階に応じて、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学んだり、いじめについて共に検討したりして、市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。(弁護士によるいじめ防止教室)

### 5. いじめの早期発見対応

#### ①いじめに気づくための組織的な取組

いじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したりその関係が入れ替わったりする点があることを理解し、担任が抱え込み事態が深刻化してしまうことのないよう、組織的に対応していく。

- ・教職員全体で児童に関わり、児童の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする体制を取ることを共通理解する。
- ・学校生活アンケートと相談活動
- ・本人や保護者からの訴え
- ・教職員全体での関わりと見取り

#### ②いじめへの対応の原則の共通理解

- ・いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア
- ・被害者のニーズの確認
- ・いじめ加害者と被害者の関係修復
- ・いじめの解消

### 6. ネットいじめへの対応

- ①不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシーの侵害等があった場合は、プロバイダに速やかに削除を求めたり、必要に応じて警察や地方法務局の協力・援助を求めたりする。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

②校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者には学級だよりや学校だより、学級懇談会や通知表渡し等で家庭でのルール作りや安全への見守りに対する協力を求めていく。

## 7. 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有し、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していく。対応が難しいケースについては、早い段階から SC や SSW 等を交えたケース会議を行い、多角的な視点から組織的対応を進めていく。

## 8. 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、または、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、直ちに教育委員会に報告する。

\*児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と判断せず重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○重大事態の調査の実施と結果の提供

- ①重大事態が発生した場合、直ちに加賀市教育委員会に報告する。
- ②いじめ問題対策チームが中心となり、事実内容を明確にするための調査にあたる。必要に応じて教育委員会、警察、児童相談所等に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ③調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ④調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

## 9. 家庭・地域・学校内外の機関と連携し実効的に機能する組織を構築するための取組

- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの指導に対する理解・協力を図る。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA 総会、道徳の授業後、評議員会等で伝えて理解と協力を依頼する。
- ・ネットいじめの防止に向けて、ネットにつながる機器や SNS の危険性を知らせ、保護者に注意や協力を呼びかける。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

## 10. 教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上についての取組

学習指導、個に応じた指導、道徳や特別活動等における指導の充実を図るための校内研修を行ったり、校外研修での学びを校内で発信したりすることを通して、いじめ防止のための取組を学んだり実践力を向上させたりしていく。